



議案第十三号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年参月拾八日原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。
別表一を次のように改める。

分 団 長	自動車要員 手引可搬要員	五五〇〇〇円 五〇〇〇〇円	その他の 団 員	自動車要員 手引可搬要員	三三〇〇〇円 二二〇〇〇円
地区本部長		五五〇〇〇円	副班長		三八〇〇〇円
地区副団長		七〇〇〇〇円	班 長	自動車要員 手引可搬要員	四三〇〇〇円 四〇〇〇〇円
地区団長		一〇〇〇〇〇円			
副 団 長		一〇〇〇〇〇円			
団 長		二五〇〇〇〇円	副分団長		四三〇〇〇円

別表二中

七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円
------	------	------	------

を

八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円
------	------	------	------

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。